

障害福祉サービス共通評価基準〔注釈／各シート共通〕

注1) 着眼点数とABC区分

チェックした着眼点数の区分はA・B・Cの3区分として、以下に示す状況であることを表す。

Aは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが70%以上についていることを示す。

Bは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%以上70%未満についていることを示す。

Cは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%未満についていることを示す。

※1つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	...
0の場合	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
1項目の場合	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C
2項目の場合		A	B	B	B	B	B	B	C	C
3項目の場合			A	A	B	B	B	B	B	B
4項目の場合				A	A	B	B	B	B	B
5項目の場合					A	A	A	B	B	B
6項目の場合						A	A	A	B	B
7項目の場合							A	A	A	A
8項目の場合								A	A	A
9項目の場合									A	A
⋮										A

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということ、
「A」、「B」、「C」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。

ですから、「A」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものでなく、逆に「C」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。

この共通サービス評価では、「A」が多ければ一定のレベルには達していると推測することができる、という意味を表すものです。

注2) コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

- ① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等
- ② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由
(着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点が非該当であることを明確に記入のこと。)
- ③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等

障害福祉サービス共通評価基準 概評 [各シート共通]

○概 評

①非該当とした項目の説明、②独自に必要なと思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。

①非該当した項目の説明

(2) -①-3 意見交換の場は、「利用者の会」の設置希望がなく、今後も開催予定はない

(2) -①-4 定期的なスキル評価は、今後実施予定である

(2) -③-3 個別対応の為、全体のマニュアルは作成していない。

(6) -①-2 機関誌の発行はしていない。現在、受け入れも制限しており、地域へ向けて発信するべき情報はなく、機関誌としては発行予定は特になし。HPは作成し、利用を検討している人への情報提供はしている。

(6) -①-3 職員が常に不足しており、地域に向けての講座の開催予定はない。

(5) -①-1 「利用者会」の設置希望がなく、今後も開催予定はない

(5) -①-4 外部機関とは連携しているが、サービス評価は受けていない。今後検討する。

サービス改善計画書

策定日： H31.4.16

事業・サービス名： 居宅介護

株式会社

施設・事業所名： ヘルパーステーション
みのり

自己評価項目	問題点・課題	改善内容と目標	時期と期間	責任者	備考 (必要な予算等)
職員の定期的なスキル評価	職員の定期的なスキル評価が実施されていない	定期的なスキル評価を実施する	雇入れから3年に一度を目途に実施する	山本	
外部からのサービス評価	外部からのサービス評価は受けていない	外部からのサービス評価を実施する やり方は今後検討する	H31.7～	山本	